

下水道は衛生的で安全な暮らしを守ります

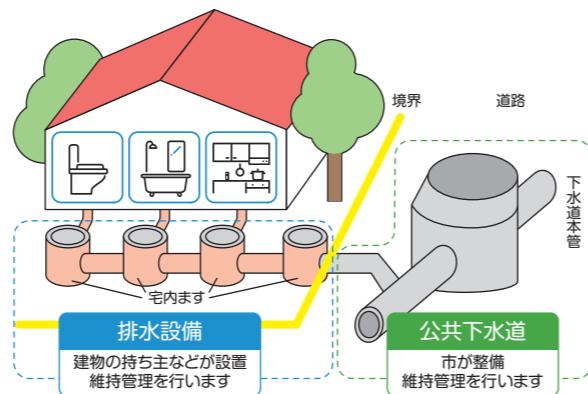
下水道への適切な接続は、衛生的で安全な暮らしや公共用水域の水質保全、また経営基盤の強化につながります。

下水道への接続は速やかに（法律で義務付けられています。）

下水道本管の工事が完了し、下水道が使用出来るようになると「供用開始の告示」をします。

- くみ取りトイレは、供用開始の日から**3年以内**に水洗トイレに改造してください。
- 浄化槽をお使いの家庭は、**速やかに**下水道へ接続してください。

宅地内から下水道本管までの管路は、図のように「排水設備」は建物の持ち主などに設置・管理していただき、「公共下水道」は市が整備・管理します。



下水道工事は指定工事店で

◀排水設備指定工事店一覧は5ページにて

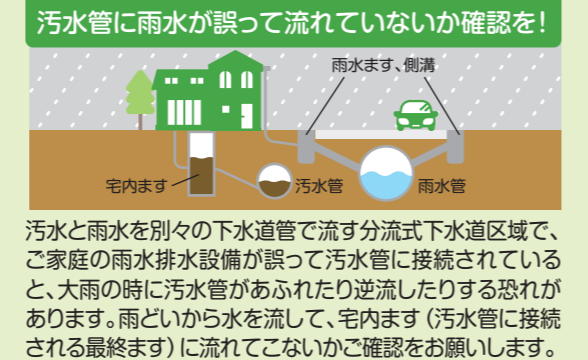
宅地内の水洗トイレへの改造工事及び排水設備工事は、必ず市が指定する排水設備指定工事店に依頼し、工事の確認申請をしてください※。

市への手続きは、指定工事店が代行しますが、提出する前に内容をよくお確かめください。

工事が完成すると排水設備等完成届が提出されますが、公共下水道の利用を開始しようとするときは利用開始届の提出もあわせてお願いします。

※指定工事店以外の工事店に依頼すると、無届工事（無断接続）となり下水道条例違反となりますので、特に新築工事に際してはご注意ください。

問合せ 下水道維持管理課 TEL 829・1559 FAX 829・1975



市ホームページをご確認ください。

さいたま市 誤接合

検索



水洗トイレへの改造資金の貸付・助成制度をご利用ください

公共下水道処理区域内において、公共下水道に接続していない既設トイレを水洗トイレに改造するための工事費の一部をお貸ししています。



詳しくは市ホームページをご確認ください。

さいたま市 水洗便所 検索

問合せ

《西・北・大宮・見沼・岩槻区》
北部建設事務所 下水道管理課
TEL 646・3249 FAX 646・3267

《中央・桜・浦和・南・緑区》
南部建設事務所 下水道管理課
TEL 840・6249 FAX 840・6269

水道料金・下水道使用料について

水道料金・下水道使用料は、施設の維持管理費や汚水の処理費用などの経費を賄うための貴重な財源ですので、必ずお支払いください。

このような場合は下記までお問い合わせください

- 引越しや工事などで、水道や水道以外の水（井戸水）などの使用を開始・中止・休止・再開するとき
- 支払方法を変更したいとき ●井戸水を利用する人数を変更するとき
- 水道料金・下水道使用料の減免について相談したいとき

口座振替の手続きは、水道局電話受付センターへ

口座振替をご希望の場合、**申込書を送付**いたします。

手続きはWebからも行えます。

さいたま市 Web口座振替受付サービス 検索



▲詳しくはこちらから

問合せ

水道と下水道の両方についての相談又は利用されている場合

水道局電話受付センター TEL 665・3220 FAX 665・5536
(8時～21時 年中無休)

下水道のみについての相談又は利用されている場合

《西・北・大宮・見沼・岩槻区》
北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646・3248 FAX 646・3267

《中央・桜・浦和・南・緑区》
南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840・6248 FAX 840・6269

(減免に関する手続きは、各区役所のくらし応援室でも対応しております。連絡先等につきましては、5ページをご確認ください。)

令和5年度の下水道事業の収入・支出の各予算について

本市の下水道事業では、公営企業会計を導入しており、事業における経費は経営に伴う収入をもって充てるとする『独立採算制』に則っています。汚水の処理に要する経費は、主に皆さんから納めていただく下水道使用料で賄っています。

1. 下水を処理するための予算 (収益的収支) (金額は税込み)

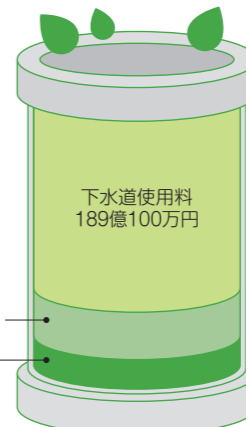
収益的収入	267億9,130万円
収益的支出	254億3,319万円
収支差引	13億5,811万円
税抜き純利益	4億8,288万円



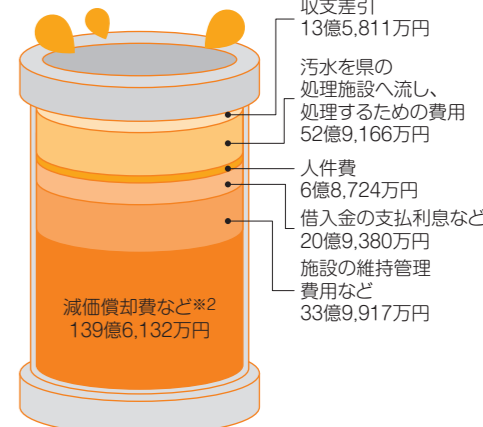
- ※1 雨水を処理するための費用は、下水道使用料ではなく、公費（一般会計からの繰入金）により、広く市民の皆さんに負担していただいています。
- ※2 下水道施設や設備は、年々価値が減少していきます。1年で減少した価値は、減価償却費として費用化します。

一般会計からの繰入金※1
46億2,737万円
その他収入
32億6,293万円

収益的収入



収益的支出



2. 下水道施設を建設・改良するための予算 (資本的収支) (金額は税込み)

資本的収入	116億 506万円
資本的支出	248億2,139万円
収支差引	▲132億1,633万円



- ※3 収支差引(不足額)については、減価償却費などの現金支出を伴わない費用や純利益などで補填します。

国庫補助金
3億8,500万円
一般会計からの繰入金
2億4,943万円
その他収入
2億2,703万円

資本的収入



資本的支出



問合せ 下水道財務課 TEL 829・1875 FAX 829・1975

下水道事業受益者負担金制度について

下水道事業受益者負担金（以下、受益者負担金）は、事業費（下水道の建設費）の一部を下水道が整備された区域内の方に負担していただくものです。受益者負担金をいただくことで、下水道整備の財源を確保し、整備を少しでも早めることを目的としています。

受益者負担金の対象となるのは

下水道が整備された区域内の**土地**が対象です。その土地が下水道に接続してなくても対象となります。なお、その土地（筆）に対して、1度だけご負担いただくものです。

負担していただく方は

原則、下水道が整備された区域内の**土地の所有者様など**にご負担いただきます。



報奨金制度について

納期が未到来の受益者負担金を一括で納付していただくと、納期前に納付した納期数に応じて最大約20%の報奨金が交付されます。

受益者負担金の説明について

下水道の工事を行う前に市の職員が各戸を訪問して説明をさせていただきます。

※訪問時にパンフレットを配布しております。
※受益者負担金制度に関する詳細やご不明点等ございましたら、下記の問合せ先までご相談ください。

問合せ 《西・北・大宮・見沼・岩槻区に土地をお持ちの方》北部建設事務所 下水道管理課 TEL 646・3248 FAX 646・3267
《中央・桜・浦和・南・緑区に土地をお持ちの方》南部建設事務所 下水道管理課 TEL 840・6248 FAX 840・6269